

答申第 922 号

諮問第 1602 号

件名：一次集団面接質問例示集の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示とした決定を取り消し、「第 1 次試験口述試験実施メモ」を特定して改めて開示決定等をすべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 30 年 8 月 17 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、教育委員会が同年 9 月 3 日付けで行った不開示決定の取り消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

8 月 17 日に行政文書開示請求を行い、9 月 3 日付けで不開示決定通知を受け取ったが、内容に不服を抱いたため審査請求を行いより詳細な結果を知りたいと本請求を行った。

行政文書不開示決定通知の中で「一次集団面接質問例示集」について不開示としその理由について、文書をもっていない旨の回答をしているが当該面接試験の質問をどこから何を根拠に出題しているかを支障のない範囲で明らかにしていただきたい。それでも不開示とされるなら相当の理由を示していただきたい。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求対象文書について

愛知県公立学校教員採用試験の第 1 次試験では筆記試験及び口述試験を行っており、口述試験として、面接委員 3 名が原則受験者 5 名に対して行う、いわゆる集団面接を実施している。

このことから、本件請求対象文書は、平成 31 年度愛知県公立学校教員採用試験の第 1 次試験の口述試験（以下「本件試験」という。）の際に、

面接委員が受験者に質問を行うための質問の例示が記載された文書で、教育委員会が作成又は取得したものであると解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 本件試験の実施目的及び実施方法について

本件試験は、公立学校教員としての資質について人物の面から判定するため、「選考の指針」に基づき、筆記試験と併せて第 1 次試験において実施するものである。本件試験は、3 名の面接委員が原則受験者 5 名に対して約 20 分間行い、面接委員の質問に一人一人の受験者が応答する方式で行った。

イ 本件試験の評定の方法について

本件試験の評定は、面接において、受験者の態度、人柄、活力等を主な観点として、教員としての適性を評価することとし、3 名の各面接委員が評定の基準に基づいて、それぞれ独立して行った評価を参考にして行う総合評定で行う。

ウ 本件請求対象文書の存否について

本件試験においては、原則、面接委員が受験者の回答や応対を見て各自により評価を行っている。

その評価のための参考資料として、本件試験の実施に当たって、教育委員会は面接委員に質問例を配付しているもので、仮に、本件試験に係る質問例が、条例第 2 条第 2 項に規定する行政文書に該当するのであれば、本件請求対象文書に該当することになる。

しかし、実際にどのような質問をするかは面接委員が決めており、質問例は、あくまでも公立学校教員としての資質を問うことができる質問の例を示すものとして、面接委員に対して参考資料として配付している手持ち資料にすぎず、面接委員が実際の質問に使用するかどうかは任意である。そして、教育委員会としても、本件試験に係る質問例は面接委員に対する参考資料として作成し、配付しているにすぎない。よって、本件試験に係る質問例は、職務に関連した参考資料にすぎず、これを職務上作成し、又は取得した文書ということとはできない。

したがって、本件試験に係る質問例は、職員が職務上作成し、又は取得した文書には当たらないため、条例第 2 条第 2 項に規定する行政文書に該当しない。

エ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得していないため、不存在による不開示決定をしたものである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する

権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、本件試験の際に面接委員が受験者に質問を行うための質問の例示が記載された文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 「第1次試験口述試験実施メモ」と題する文書について

実施機関によれば、本件試験の際に面接委員が受験者に質問を行うための質問の例示が記載された文書を面接委員に配付しているが、当該文書は条例第2条第2項に規定する行政文書に該当しないと判断し、本件請求対象文書の開示請求に対して、不存在を理由とした不開示決定を行ったとのことである。

そこで、当審査会において、本件試験の際に配付された面接委員が受験者に質問を行うための質問の例示が記載された文書を見分したところ、当該文書は、「第1次試験口述試験実施メモ」と題する文書であり、本件試験に係る質問例、質問上の留意事項及び評価の方法等が記載されていることが確認され、その記載内容からすれば、本件請求内容に合致するものであることが認められるので、第1次試験口述試験実施メモの行政文書該当性について以下検討する。

イ 行政文書該当性について

実施機関は、面接委員が第1次試験口述試験実施メモを実際の質問に使用するかどうかは任意であって、当該文書は面接委員に対する参考資料として作成し、配付しているにすぎないことから、当該文書は職務に関連した参考資料にすぎず、これを職務上作成し、又は取得した文書ということとはできないため、条例第2条第2項に規定する行政文書に該当しないと主張している。

しかし、当審査会において、実施機関に確認したところ、第1次試験口述試験実施メモは、本件試験を担当している教育委員会教職員課において協議及び検討の上作成し、本件試験の際に面接委員に配付しているとのことである。加えて、当審査会において見分した第1次試験口述試験実施メモの記載内容からすれば、当該文書には、多くの受験者を複数の異なる面接委員で面接するときの統一的な判断の指標としての役割もあると解される。これらのことから、面接委員に対する参考資料として作成し、配付しているにすぎず、職務に関連して作成した参考資料にす

ぎないという実施機関の説明は不自然であり、第 1 次試験口述試験実施メモは、組織において事務上必要なものとして利用されることを想定し作成しているものと解するのが相当である。

したがって、第 1 次試験口述試験実施メモは、実施機関の職員が職務上作成した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものであると認められることから、条例第 2 条第 2 項に規定する行政文書に該当する。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

2018 年 7 月 21 日実施 愛知県公立学校教員採用選考試験に係る公文書を
開示請求いたします。

< 第一次試験 >

- ・一次集団面接質問例示集

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
1 . 9 . 4	諮問 (弁明書の写しを添付)
1 . 1 1 . 2 0 (第 586 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
1 . 1 2 . 2 0 (第 588 回審査会)	審議
2 . 1 . 3 1	答申